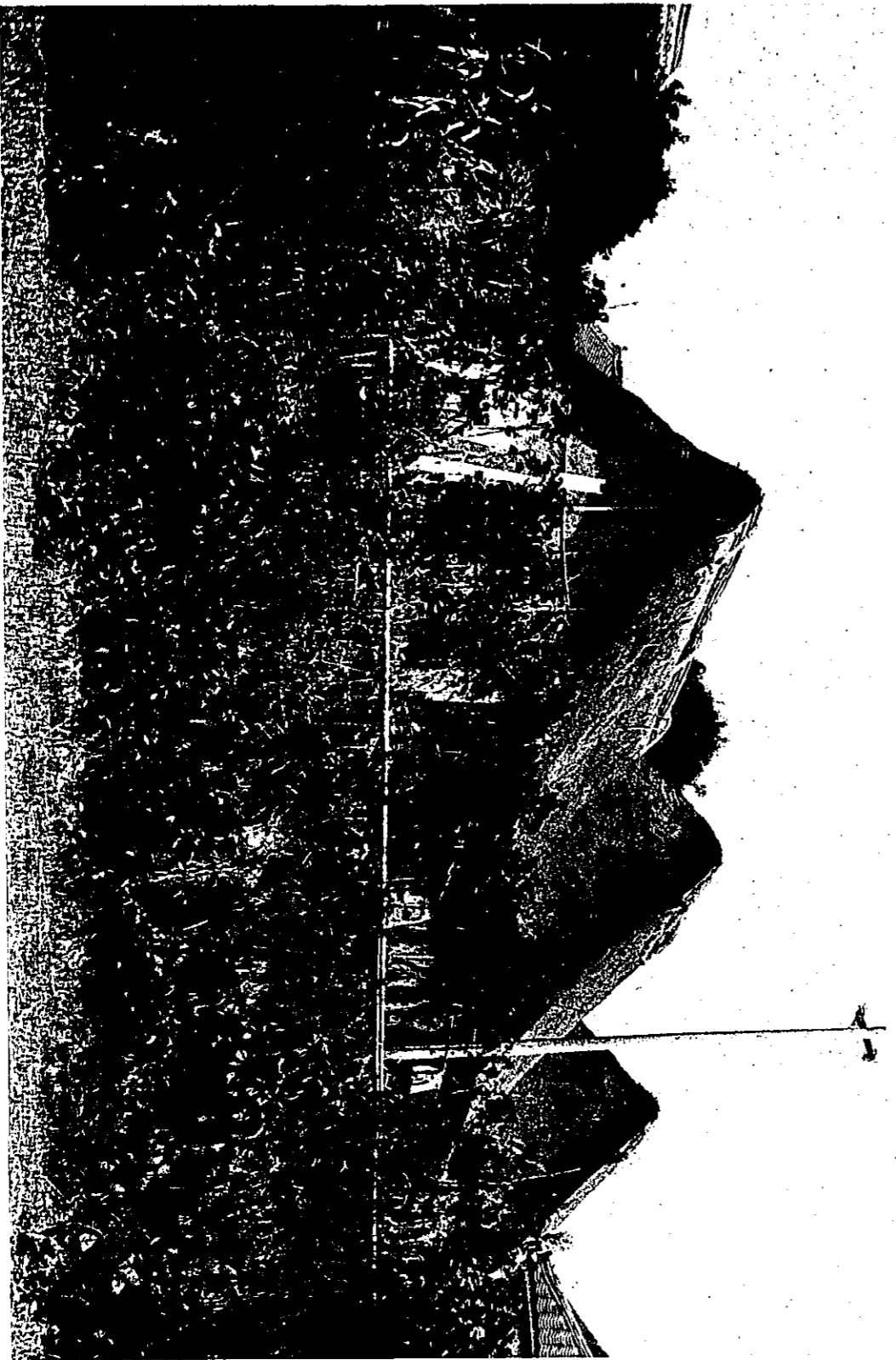
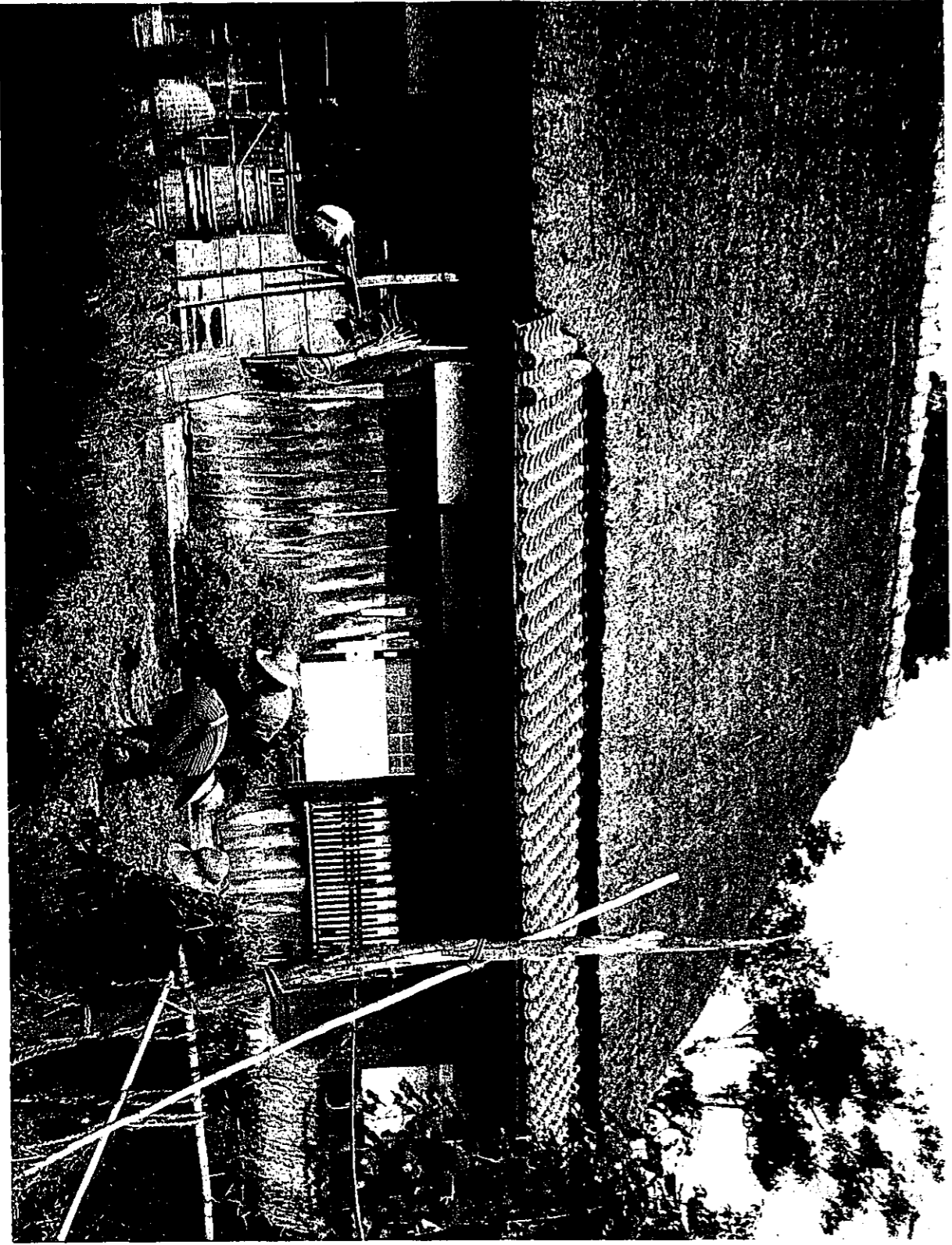


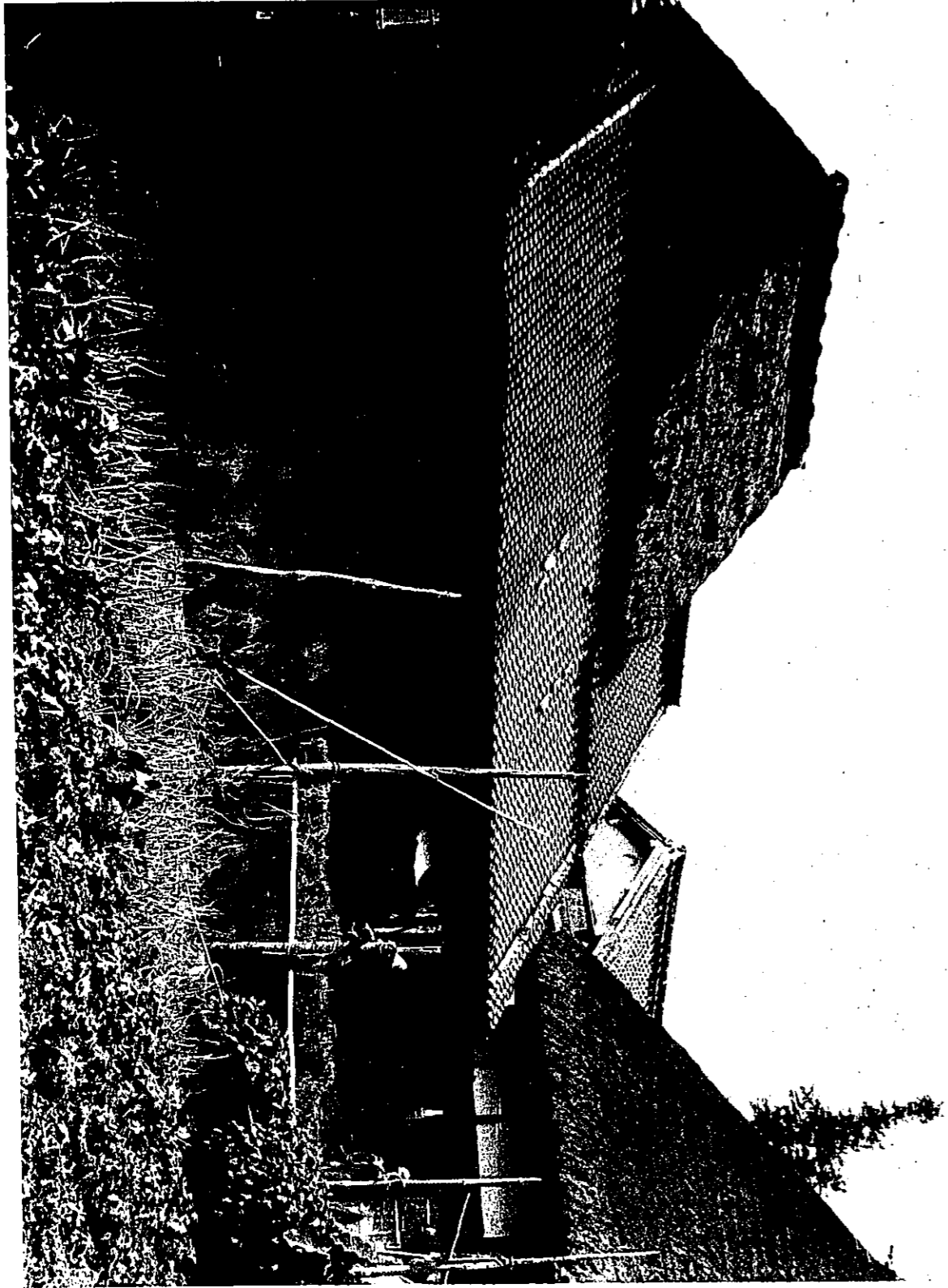
旭 村 田中源二郎氏 15



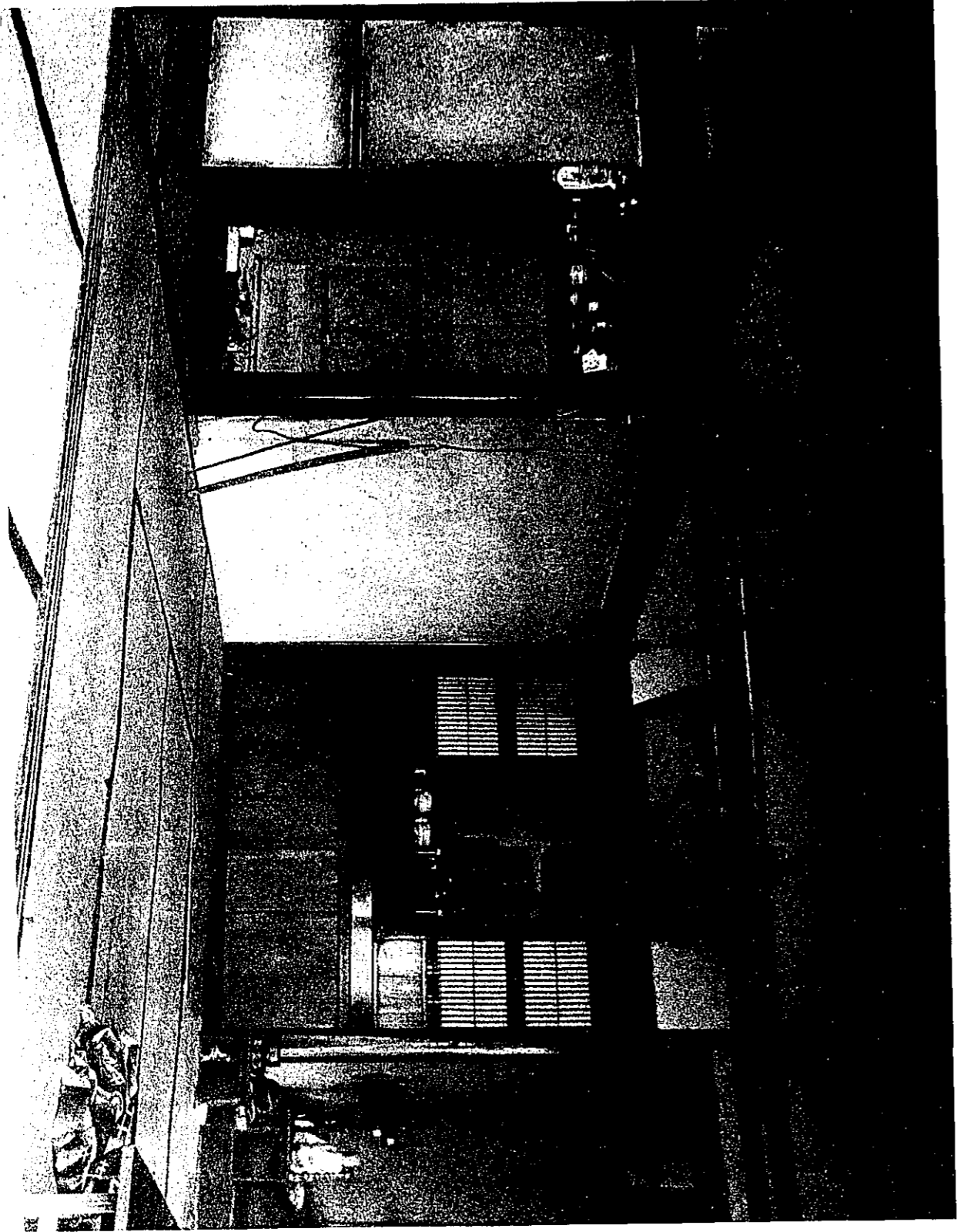
旭村 聚落風景 16



高田村 江藤絹次郎氏 17



高田村 江藤彌次郎氏 18



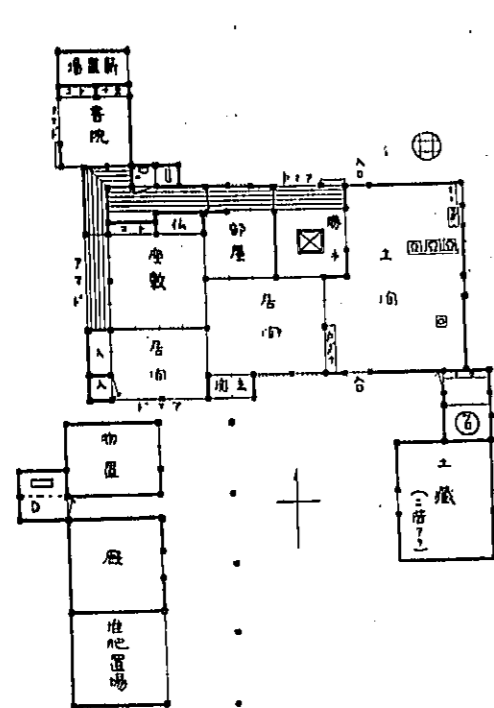
高田村 江藤頼次郎氏 19

## 縣下の概観

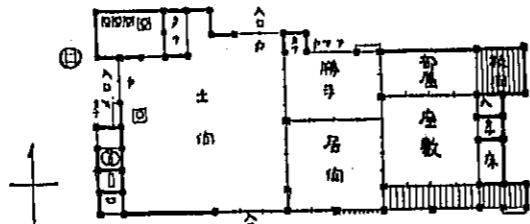
本縣は福岡縣に隣接して居る關係上、福岡と同様に整型の間取が多く約半数は此の形式でその内四間取のものが多数を占めて居るが、是れも北半の地方に多く分布して居る。是に反し、南部の地方殊に大分郡及び海部郡には本邦東北地方に見られると同様の廣間型の形式が見られるのである。此の間取は上手に必ず鍵座敷があつて、床の間が奥の座敷の正面にあり、その前に前座敷があるが、こゝには多く押込などが取つてあるものが多い。此の廣間型の形式は玖珠郡地方にも分布して居るが此の地方のものは、座敷が鍵座敷になつて居らぬので、前の方に座敷があり、その裏は寢間になつて居る。是れは同地方の喰違の四間取と同じ系統を示すものである。

然るに南の海部郡及び大分郡の地方では、喰違の四間取も亦廣間型の型式も共に鍵座敷になつて、座敷が上手の後に正面向きに付いて居るのである。従つて廣間型ではその下手の前方に廣間があつて、是れが居間になつて居る。又喰違の中に六間型のもが此の地方にあるが、是れは上手に鍵座敷があり、その下手に整型四間取を接続した形になつて、玄關と居間が前方に、その後方に寢間と勝手が取つてある。即ち是れは整型四間取と、喰違との接続した型になつて居る。此の内北海部郡のものは炊事の土間が下手に無くて、その前方に曲折して突出し、従つて茶間は母屋の下手前にあつてその後は寢間になつて居る。そしてその前の方に厩、堆肥小屋が突出して、表庭の側面に面してゐる。

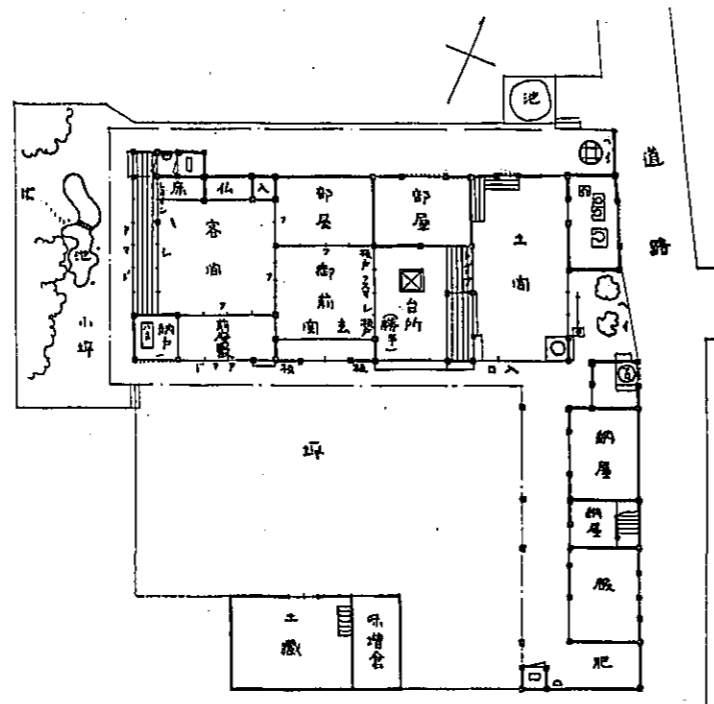
其他のものでは土間は一般に間口二間位のものが多く、北方では大きいものでは三間乃至四間位の間口を有するものもある。そして竈は勝手について居る小さな板間に接して焚口が板間の方に向いて居る。流しは土間にある。玖珠郡地方では土間は前後に仕切なく一室になつてあり、その下手に農舎が別棟になつて、母屋と土間の通りで連結されて居るものが多い。此の農舎には堆肥舎、牛舎又は厩舎、物置き、便所等が取つてある。東國東郡地方には一室の土間のものよりも、その後の一隅に藁屋を半ば突出させて設けてあるものの方が少し多数ある。



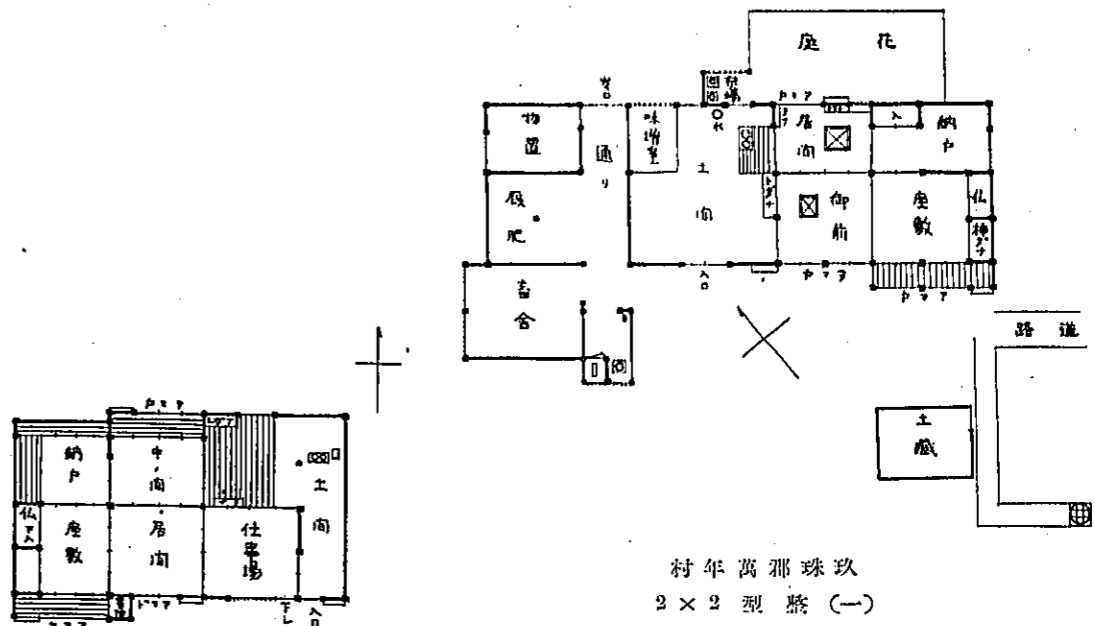
村留津北上郡部海北  
型間廣(五)



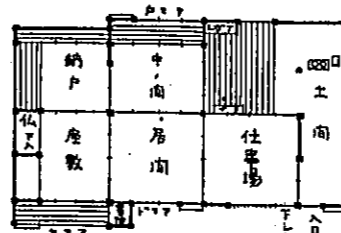
村東國郡東國東  
2 + 2型造喰(四)



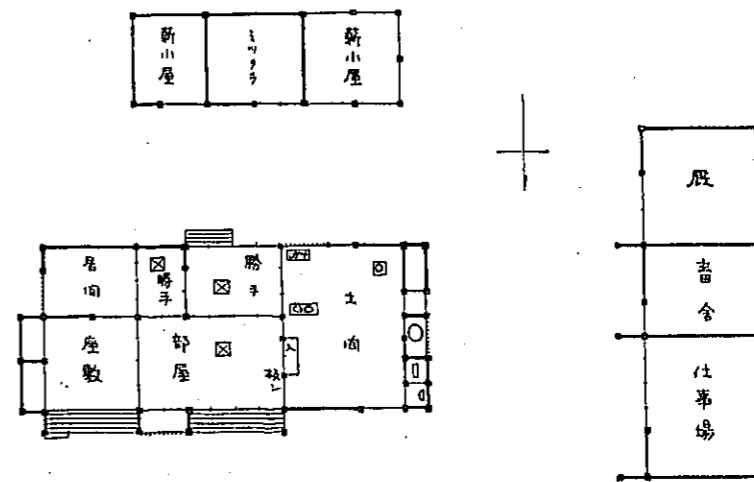
村生丹郡部海北  
2 + 2 x 2型造喰(六)



村年萬郡珠玖  
2 x 2型整(一)



村日旭郡東國東  
2 x 3型整(三)



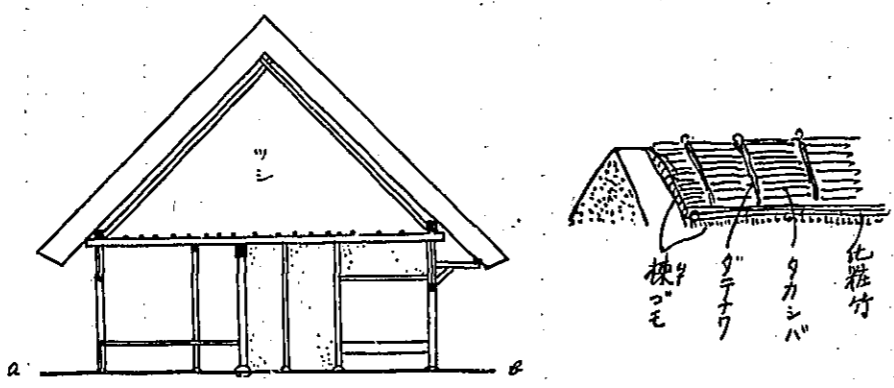
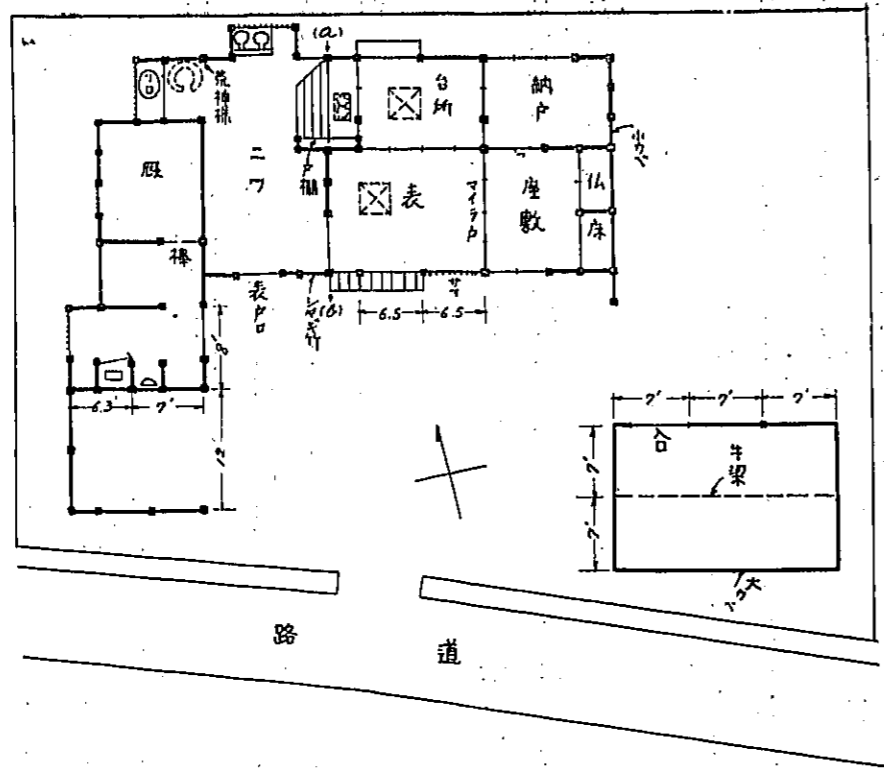
町森郡珠玖  
2 x 2型變整(二)

# 圖版説明

圖版第十四 大分縣下の豊後國日田郡は地形から謂ふと筑後川の上流にあつて、所謂日田の盆地をなし、南は熊本縣下の肥後、西は福岡縣下の筑後浮羽郡、八女郡及び筑前朝倉郡に、北は豊前の下毛郡に接し、四國七郡に圍まれた山中の盆地で、その中央に日田町があつて美しい水郷の里をなして居る。

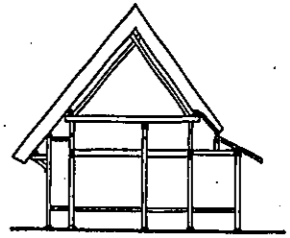
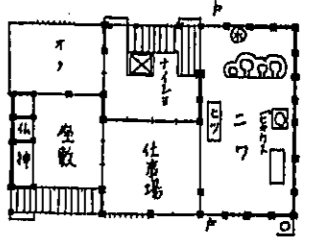
此の家は町外れの一農家で凡そ百四十年程前に建てられたものであるが、整形四間取でその断面圖に見える通り構造も極めて單純で、屋根は草葺を軒迄葺下し小屋の外に下屋がない。柱と梁の組合せも特色を見せてゐる。昔はクドが臺所の上り口に二つ並んであつたそうであるが、今日は改造されて後に出して置いてある。又昔は荒神様の横に大釜があつたが、是も今日は無い。ユルリ(圍爐)は始めは表にあり次に臺所に遷したが、是も後に除いて今日は無い。又昔は表が十二疊半であつたと云ふ事であるから、三尺丈仕切が後の臺所の方に寄つて居つたものらしく、そうすると廣間に近い喰達の四間取となる。是れは此の地方の古い喰達の間取の形式を示すもので、下手の前の表が廣くなくて居るもので、後の勝手の方が廣くなくて居る喰達型とは稍異つて居るのである。是れは此の縣下の廣間型の特徴と相通するものがあるのであつて、本縣下の概觀に述べた如く、此の郡の地方の廣間型となり、更に南の海部郡、大分縣地方の健座敷のある廣間型となるのである。

圖版上圖はその前景で右の方が母屋で左の方が便所と納屋になつて居る。便所の入口の所から奥に入ると、ニワの下手の方の廊に通ずることが出来る。土藏は木舞壁の大壁塗仕上げで、此の地方では屋根に多くは置屋根を置いて居るが、少し立派なものは置屋根を支える爲めに土藏の破風の棟の上に立つて居る束を白く漆喰塗りに仕上げたものが目立つ。草葺屋根の棟の外観並にその名稱は別圖の通りである。又此の町の附近には棟の押えが無いが守室附近には薬束の押えがあるものが多い。



圖版下圖は同じ家のニワの入つた所の左の壁の方を見たものであるが、座の前に穀類を入れた桶や臼などが置いてあり又向ふの方に昔使つたジゼカギ(自在鍵)が今は不用になつたのが釣つてあるのが見える。





棚の左半分に佛壇が祭つてある。

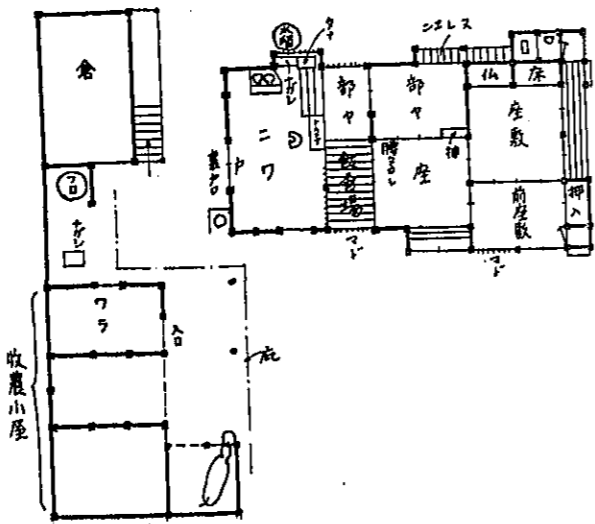
屋根は四注茅葺で煙出しもなく極めて平凡である。梁間は二間半で前に三尺、後に一間の下屋が附いて居る。柱、梁、桁の組合せは例によつて北九州の特色を持つて居る。圖の左に一丈瓦屋根が見えるのはカドの横にある瓦葺の土藏である。

圖版第十六 前圖と同じく東國東郡旭村の聚落風景であるが、此の附近は半島の端にある可なり丘陵性を帯びた土地であつて、部落も街村ではなく菟村に近い形をしたものである。納屋と厩は破風造りにしたものが可なり多く見られるのも一つの特色であらう。

圖版第十七、第十八及第十九 大分縣下の南方豊後國大分郡及び海部郡地方には東北地方に見られる様な廣間型が存在して居る事を概観で述べておいたが、是れはその一例で大分郡高田村江藤福次郎氏の家である。此の間取を東北地方のそれと比較して相異つて居る主なる點は前座敷の妻の側に押込みがあつて、前方に椽がない事である。是が東北地方の廣間であると、必ず鍵座敷の側面と前面に沿ふて廻り椽が附いて居るのである。又中央の廣間—此の家で

は座と呼んで居る—の後の部屋が必ず左右二つに分れて小房が二室並んで居るものが多いのである此の家の間取は縣下の概観で示した最後の間取によく似て居るものであらう。

圖版第十七はその前景であるが「座」の前の玄關に相當する御膳口とその上手の前座敷の前三尺の所は瓦葺の下屋になつておつて外觀が面白い趣を見せてある。圖版第十九は前座敷から座敷と座の方を見た所であるが床の間には天照皇太神宮の掛物があり、その左には佛壇と位牌が祭つてある。左の方には座の端に幅三尺の奥行の浅い床の間が御膳口の正面にあつて、その上部に神棚が祭つてある。天井は座敷も座も高さ九尺で非常に高くなつて居るが、前座敷の上は六尺位しかなく、その上の中二階の様な場所は洪水の際避難の爲用ひ、又ニワの上り端にある飲食場の上も物置になつてある。ニワの前面の外壁の腰廻りはヘシヤギ竹を張つてあるが是れは北九州地方に多く見られる例である。

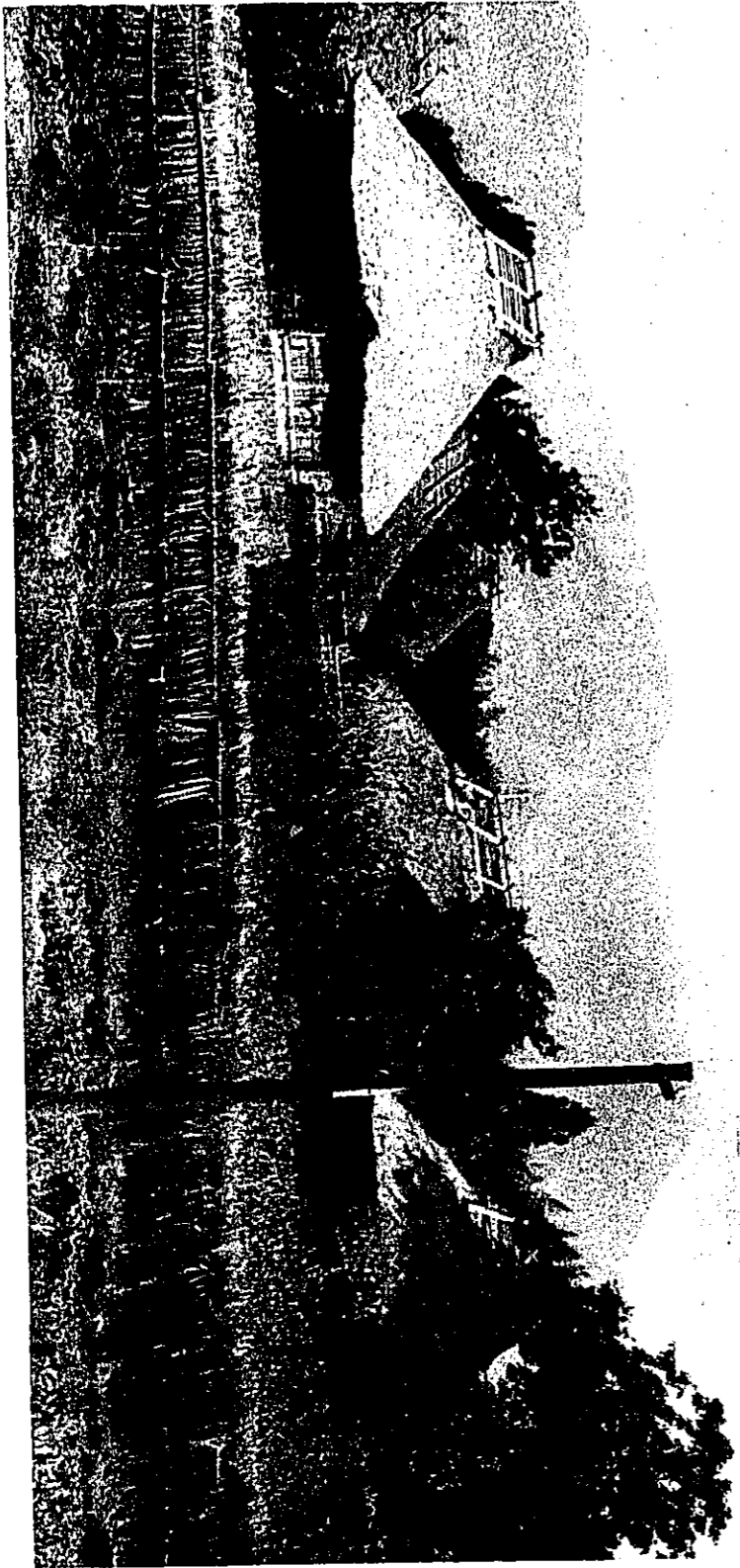


圖版第十八は母屋の向つて左側にある收農小屋の前面であるが、草葺の屋根の前面に一間半以上も瓦の庇を差掛け、その左側に庇があり、右の方は広い庇になつて居る。此處は收獲などを用ひられる。その奥の方は藁置場や物置などに用ひられて居る。又母屋の下手の方に當つては土藏の瓦屋根が一部見えてあるが、是れは二階になつておつて下男等の寢間になつてあり、又水害の時にも是を使用するのである。倉と收農小屋との間に風呂がある。

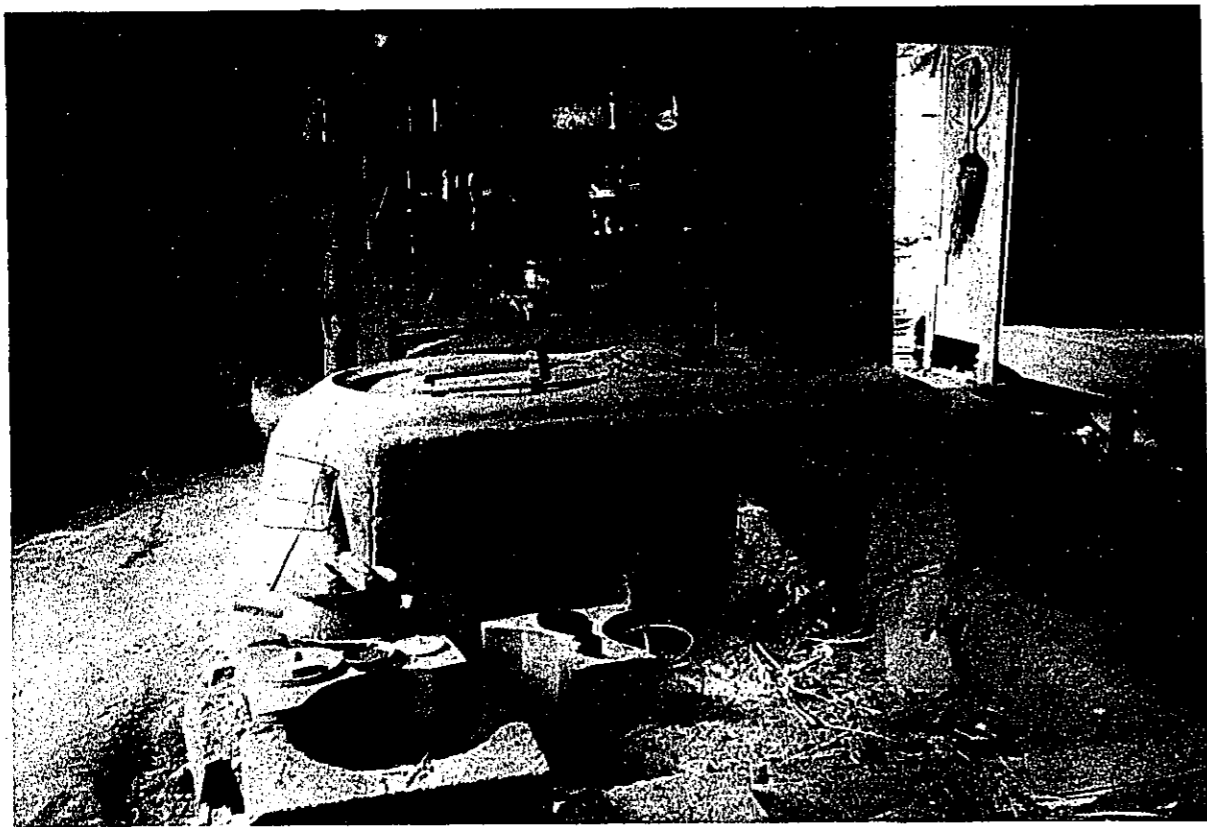
補

遺

(熊本縣、宮崎縣)



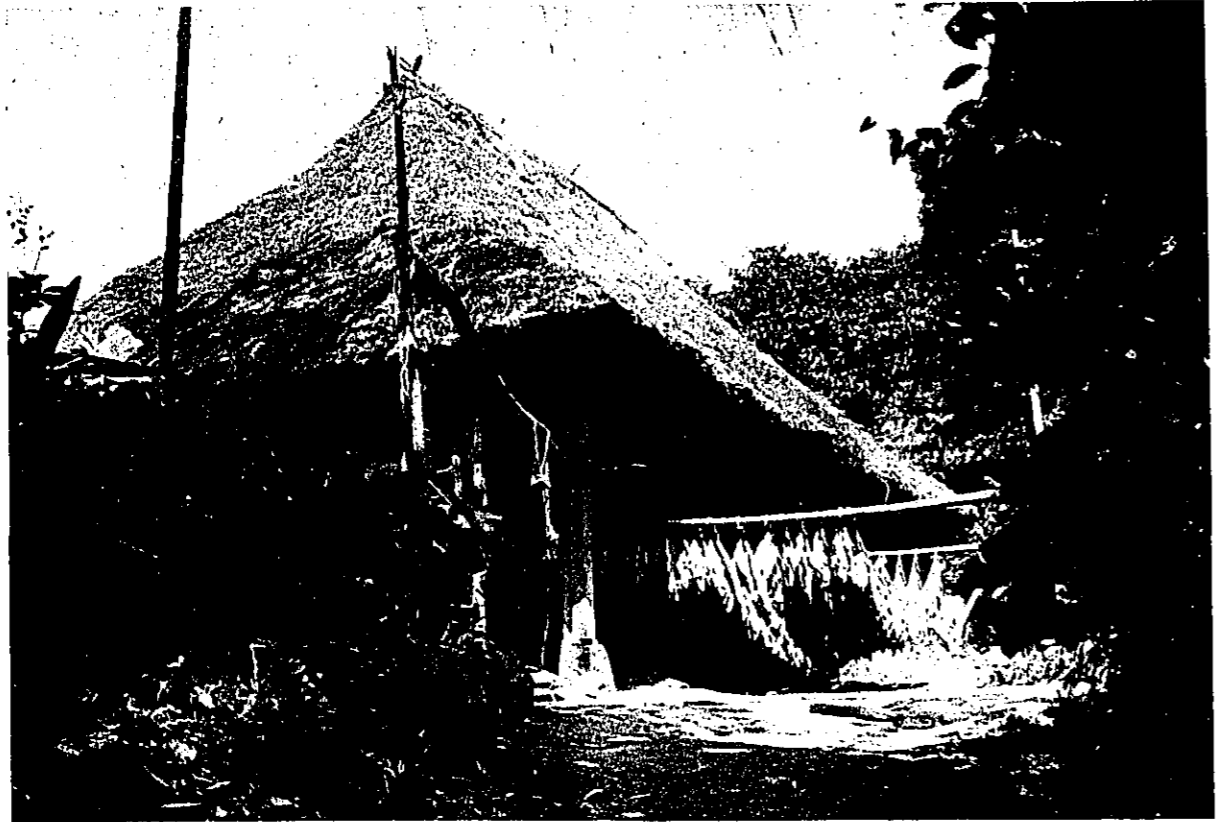
高森町 聚落風景 20



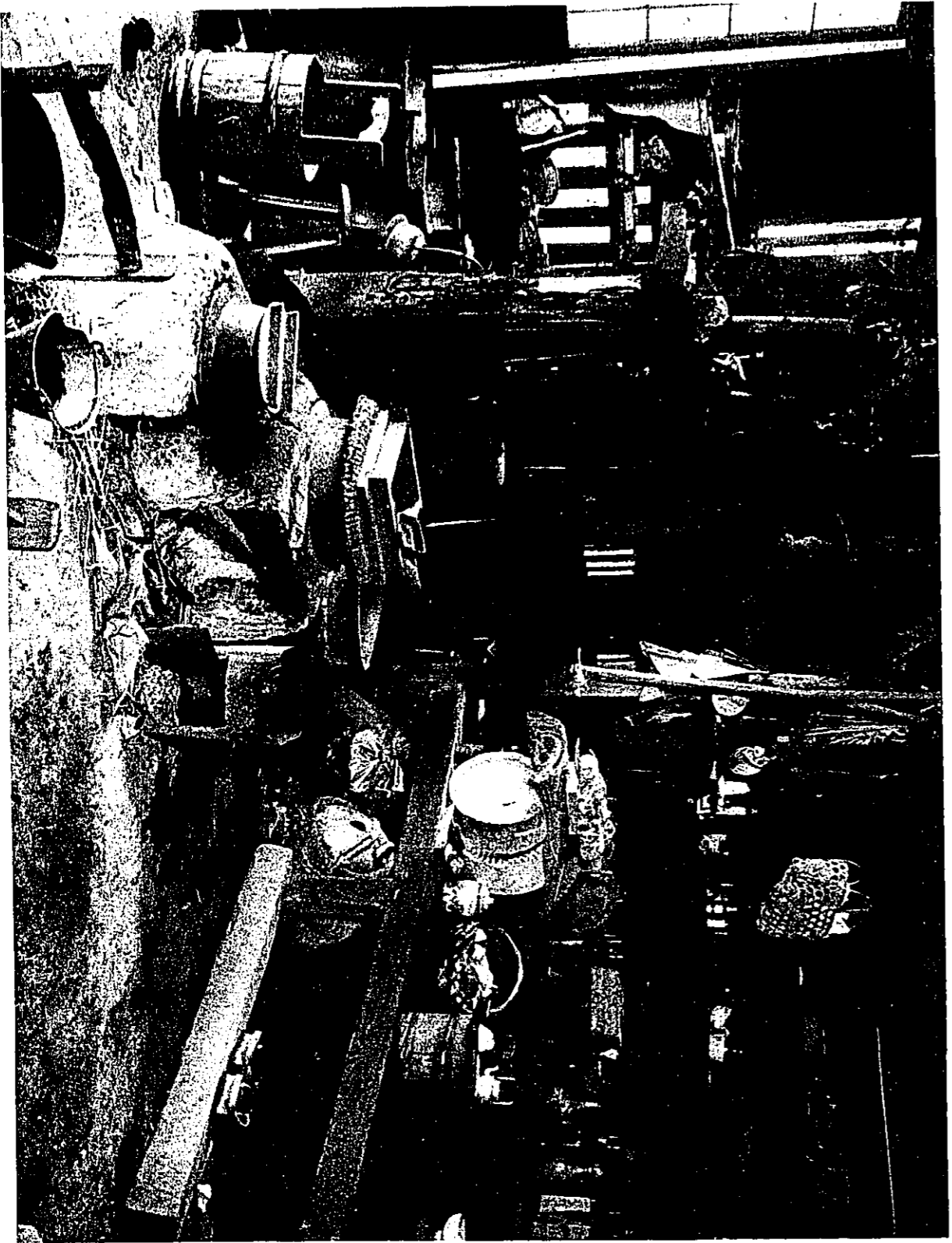
高森町 田上正義氏 21



高森町 田上正義氏 22



高子穂村 與栢重友氏 23



24 高千穂村 奥相重女氏

## 圖版説明

圖版第二十 熊本縣下の肥後國阿蘇郡は阿蘇山の外輪山の中に村落が多く發達して居る。此の圖は高森町の町並から離れた純農部落であるが向ふに阿蘇の内輪山を眺めた高原地帯の間にあちらこちらに小部落が群つてゐる。屋根の上に木の押えが見えるが是れは鐵道で立野驛から分岐して南に乗換えると、その沿線の部落の棟の押えが色々變化して居るのが見られる。立野の次の長陽村邊から棟の押えが見られるが此の造りに大體四種類見られる。第一は唯棟に横竹を並べて押えて別に枕形の押えのないもの、第二は藁又は茅の束で押えるもの、第三は茅の束を更にヒシヤギ竹で包んだもので押へるもの、第四は又狀の木で押へるもの、四種類であるが、此の最後の木の押えは南に行くに従つて多くなつて來る。此の高森町邊では是をカラスと云ひ、昔は直徑一尺五寸位に茅を束ねて是を棟の兩側から曲げ込んで杉皮又はヒシヤギ竹で上を蔽ふたものであるが、明治三十年頃からは是を栗材の又狀の押へに代へる様になつたのだらうである。栗材にすると二十年位はもつと云ふ事である。是に依つて見ると茅の押への方が起源が古いのであつて、經濟上から木の押へに代つたのである。

又棟の押への事は中國篇にも又本篇にも已に述べた通りに、棟の繩の結び目から雨水が漏れるのを防ぐ外に繩の腐りを防止する爲めであるので、是れは全く實用的の目的から發達したものである事が明である。であるから是を神社の千木から發達したと見るのは誤りである。

圖版第二十一、及第二十二 前圖に示した阿蘇郡高森町の部落の附近にある田上正義氏の家であるが、是は廣間型の間取で此の附近の特徴をよく現して居るものであるが、此の間取は座敷の後が部屋になつて前の大分縣大分郡の例で見た様に礎座敷になつて居らぬ、が同縣玖珠郡及び日田郡地方のものと同じ形式になつて居るのである。して見る

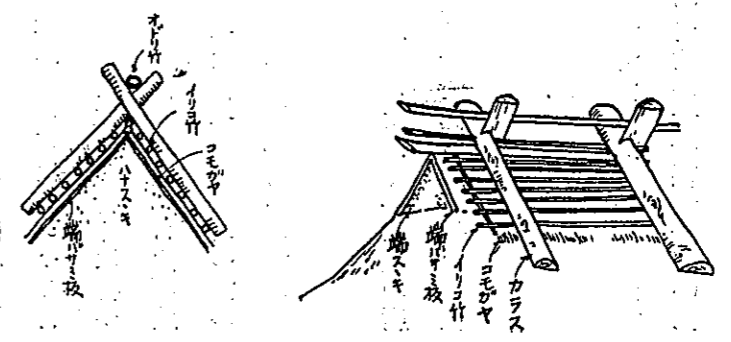
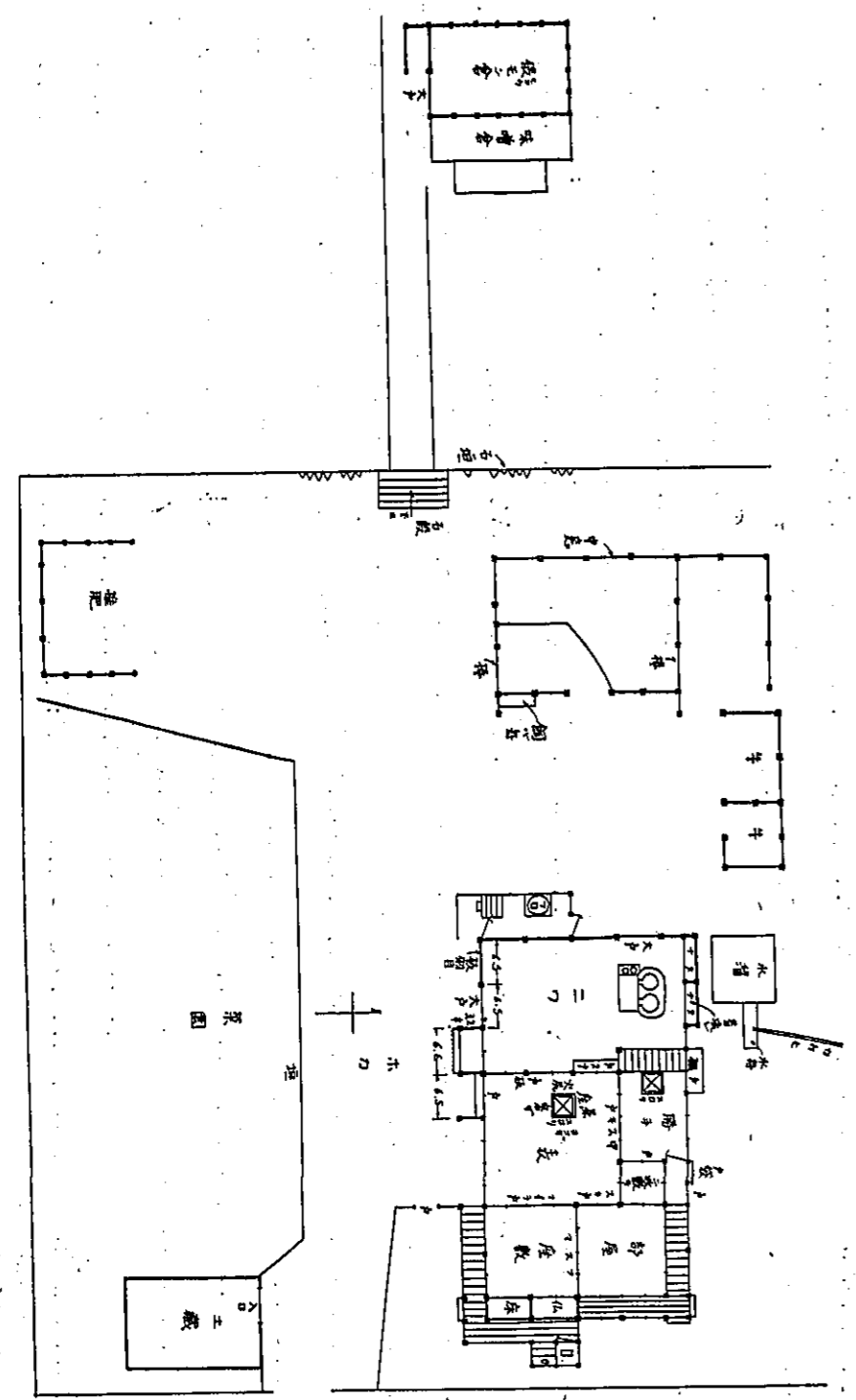


と阿蘇郡及びその北東の山地の隣接諸郡の廣間型の間取は大點此の様な形式となつてお  
り、それより南及び南東の地方の諸郡では礎座敷が多くなつて、大分郡及び海部郡等の  
海岸の諸郡では前掲の如き間取になつて居る様である。

宅地は母屋の前をホカと云ひ、門から入つた左側に土藏があり、母屋の下手即ち西側  
に大きい厩舎が一梁、その南の方に堆肥舎が一棟離れてをる。その前の方のホカの廣場  
は夏期は煙草の葉を乾燥さす爲めに使用して居る。此の家は此の宅地から更に西の方が  
一段低くなつて居て石段を數段下りて西方に七八間行つた所に俵モン倉と云ふ板倉が一  
棟ある。

圖版第二十一の上圖は母屋の全景であるが、其棟の構造は此の挿繪に示す通りである。  
屋根の造りも極めて單純に煙出しも瓦庇なども見られぬ。前の方に見えるのは煙草の葉  
を乾燥させて居るところである。下圖はニフのカマであるが、大きな釜が二つ並び、そ  
の前の焚口の左の方に炊事の小さな竈が二つ並んでゐる。後の壁に接して二間の棚が見  
えるが、昔は右の棚の所に流しがあつたそうである。今日は裏にカケヒの水を水舟に溜  
めて此處で洗物をしてをる。

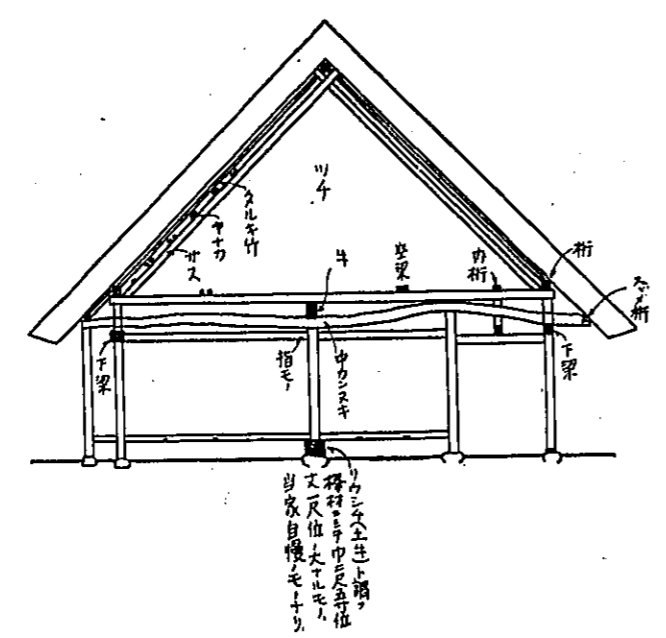
圖版第二十二の上圖は同氏の厩舎で相當に立派なものでその向ふの方に粗末な牛舎がある。下圖は俵モン倉である  
が構造は板倉で杉の厚板を柱の溝に落してある。屋根はトタン板葺になつて居るが、右の味噌倉の庇下に見える差掛  
け屋根は竹の屋根になつて居る。是れは竹を半分に割つて下に雌瓦を並べ上に雄瓦を伏せて葺いたものであつて、珍  
らしい構造である。昔は倉の本屋も竹瓦で葺いたものさうで、此の地方にも相當にあつたらしいが今日は殆んど見  
當らない。



此の興相重友氏の家は三田井の町から少し山の手に入つた所にあつて、丘陵性の山の端に沿ふた一團の部落であるが、此の家は獨特の間取をしてつて、原型と併列との兩方の性質を持つた形をしてをるが、上手の方に鍵座敷が附いて居るのは、熊本縣の五箇庄の家の間取と同じである。表の後に部屋が出來ると大分縣下の豊後國大分郡の廣間型に似て來ると思ふ。又昔はゴセンの間の後が押入になつて居つたさうであるが、そうすると母屋の後壁は全部壁體になつて居つたわけである。是れは仁多尾村の五箇庄の農家の間取と同じ型式である事があると思ふ。唯此の家で表の前の土間が仁多尾村の方では廣椽になつて居るのである。又家の背面の外側は全部壁になつて居たものであつたが、後に修繕の際ゴセンの裏の押入を取り除いて兩戸を建てる様になつたのである。又それ迄はゴセンは中央の大黒柱迄しか無く、前半分は土間であつたが、板の間の方を斜に切つてゴセンを一間前に出したのださうである。そうすると此の間取は別圖宮野常吉氏の間取の形となつて來るのである。

ツボネと謂ふのは隠居部屋の事で、昔此處にカノス(カンスとも云ふ)が吊つてあつて、水甕のこと)を置き老人が一世帯をして隠居して居つたものださうである。

構造は断面圖に示す通りであるが、柱の上には關東地方の地廻りに相當する處のカンヌキが廻つて居る事が不明瞭であるから文章で訂正してをき度い。その上に梁を渡し、更に桁が置いてある。梁に平行して中カンヌキを渡し、梁との間に大黒柱の上に尺角より大きい位の牛が通つて居る。側柱には指物の高さに丈約八寸、幅尺二三寸位の下梁が

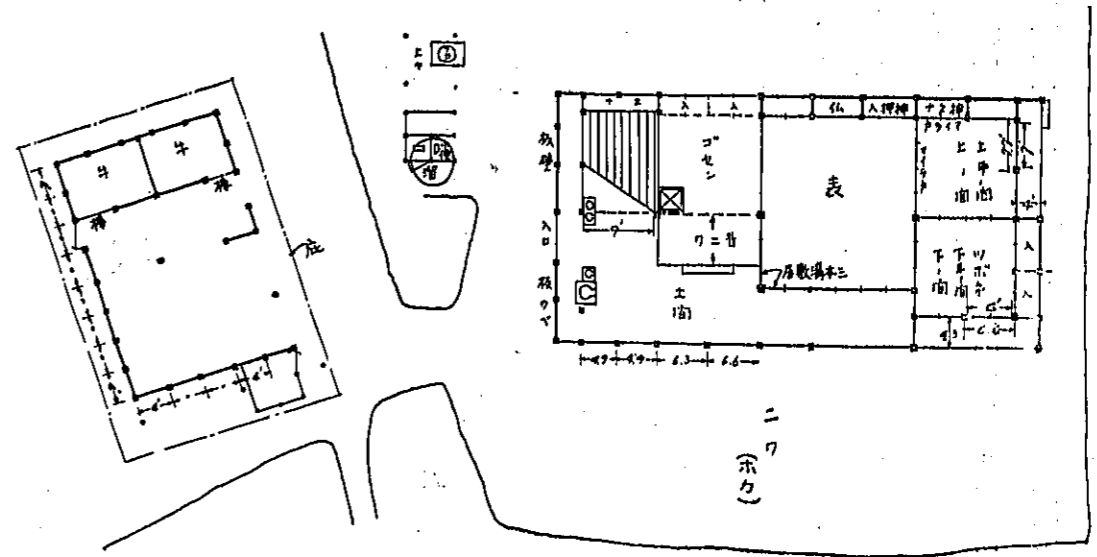


通つて居るが、是れはカンヌキ及下梁に四寸角の穴を明け、是れに柱を突き通してある。そして下梁の下端では柱に五分位の止りを作つて支へられて居て、此の様な堅固な構造は珍らしい。中央の大黒柱の根本にはリウシチ(土牛と書くさうである)と謂ふて樺材の幅二尺五寸位、丈一尺位の驚ろく程大きい角材が棟行に床下に端迄通つて居るが是れは此の家の最大の自慢のものであつた。其他名稱に古語とおぼしきものが轉訛したまゝ傳つて居ると思はれるものが多い。例へば軒下の腕木のことをウデツチと云ひ、サスは妻側のものに限つてトビノツと云つて居る。

柱は大黒、エビス及び座敷通りは大角ものを用ゐるが他は平ツキ及びゴーヘラを用ひるゴーヘラと云ふのは柱の断面が正方角でなく矩形をして居るもので、表のニワに接した前剛の柱などは六寸と七寸の角物になつて居る。平ツキとは押角材の事である。

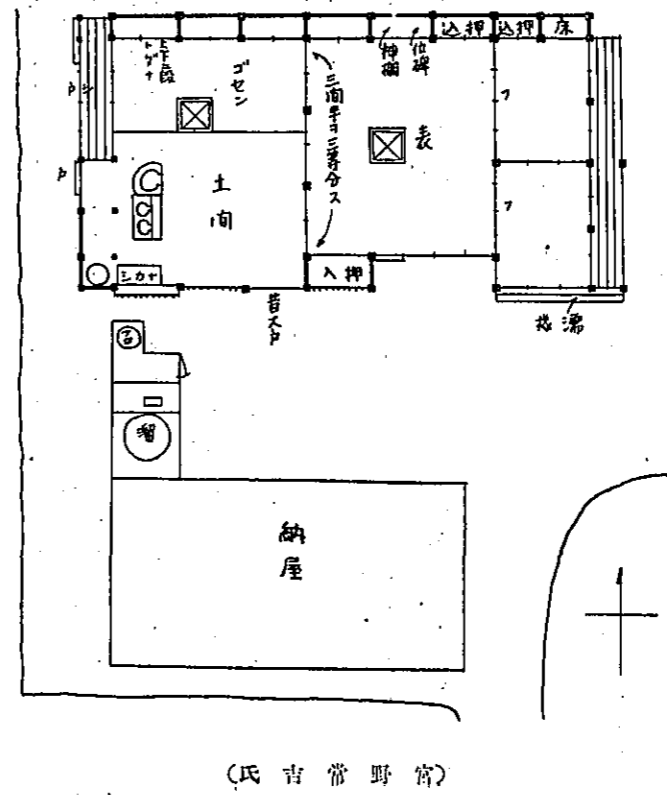
屋根は四注の極めて單純な形をして居る。屋根葺材料は下に麻の殻を用ひ、上に薄と茅を葺くのであるが、近頃は麻の殻を使はぬ様になつた。昔は屋根裏のツシに煙草の葉を釣つて乾燥に使用したが近頃は天日で乾燥するのでツシを使はぬ様になつた。

棟の上には栗材又は杉材のウマノリを置いて押へてあるが、是れは屋根を葺いた上に茅を積み重ね、是れをシモト竹數本で押へ細ではをしばつておく。此の上にウマノリを置くのであるが、今日は阿蘇高森町の例に示した如く普通は二本の材を各々半分宛缺いたものを噛み合せるのであるが、以前は一方の角材の先きに角の穴を明けて、是をメン



(雌)と云ひ、一方の先を細くしてオン(雄)とし、オンの先をメ  
ンの穴に通して、其の横からカミサシを差して留めてあつたもので  
ある。

圖版第二十三の上圖は母屋の前景で、第二十四は土間の内部の釜  
の方を見た所である。釜の後の柱には荒神様が祭つてある。その妻  
の柱の外に三尺の下屋がありそこに水ハンドと流しが置いてあるの  
が見える。その他何年來からの道具がそのまま置いた様に放置され

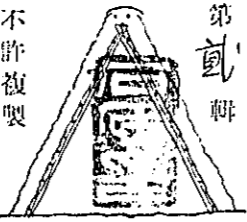


(氏吉常野宮)

て居る有様である。又間取に現れて居る通りに土間の前方に大釜が据ゑてある。

圖版第二十三の下圖は同家の厩であるが實際は牛が飼つてあつても厩と呼んで居る。厩は八尺間を一間とし、四尺  
間毎に柱を立て、居る。然し近來の馬は大きくなつたので九尺間にする様になつたさうである。此の建物は一端に牛  
舎があり、他は收農舎に使用して居るもので、圖の如く煙草の乾燥に使用して居る有様である。

日本農民建築  
第一輯  
不許複製  
著作權之檢証  
定價金參圓五拾錢



昭和十年十二月十日印刷  
昭和十年十二月十五日發行

著作者 石原憲治

發行者 秋葉啓

印刷者 大江恒吉

東京市本郷區根津須賀町七

發行所 聚樂社

振替東京七七九七六  
電話下谷八三二五